



熊本県公報

第 1 1 1 0 6 号
平成 16 年 4 月 7 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の廃止の届出	(介護保険課) 1
○指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業所の廃止の届出	(") 2
○身体障害者福祉法に基づく廃止の届出	(身体障害福祉課) 2
○土地収用法による手続の開始の廃止	(用地対策課) 2
○定数漁業の許可申請期間の公示	(漁政課) 2
公 告	
○道路の位置指定	(建築課) 3
○換地計画の決定及び公告・縦覧	(農地建設課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
○ " " " " " " " "	(") 3
○基本測量の実施	(監理課) 4
○県営土地改良事業計画	(農村計画課) 4
○ " " " " " " " "	(") 4
○ " " " " " " " "	(") 4
○ " " " " " " " "	(") 4
○ " " " " " " " "	(") 5
○ " " " " " " " "	(") 5
○ " " " " " " " "	(") 5
○ " " " " " " " "	(") 5
○県営土地改良事業計画の変更	(") 6
○土地改良事業施行の適否決定	(") 6
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 6
○定数変更認可	(農村計画課) 6
○道路の位置指定	(建築課) 6
○ " " " " " " " "	(") 7
○土地改良事業施行の認可	(農村計画課) 7
○土地改良事業施行の適否決定	(") 7
登 載 依 頼	
○熊本県有明海区における漁場計画に関する公聴会の開催	(熊本県有明海区漁業調整委員会) 7
○天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会の開催	(天草不知火海区漁業調整委員会) 8
○トラフグ養殖におけるホルマリン及びパラホルムアルデヒドの使用禁止	(") 10
○平成 15 年度行政監査結果	(監査委員) 11
○平成 15 年度財政的援助団体等監査結果	(") 15
正 誤	
○平成 14 年 3 月 31 日熊本県条例第 42 号 (熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例) 中	(企業立地課) 35
○平成 16 年 3 月 24 日熊本県教育委員会告示第 12 号 (文化財の指定解除) 中	(教育委員会) 35

告 示

熊本県告示第 352 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。
平成 16 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問介護事業所陽向 八代市古城町 2914-1	有限会社 アニス	平成16年1月23日

熊本県告示第 353 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームげんきの家 菊池郡菊陽町大字辛川 1923 番地 1	医療法人 永田会	平成16年3月25日

熊本県告示第 354 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社ナカムラ 熊本市幸田二丁目 6-25	株式会社ナカムラ	平成16年3月22日

熊本県告示第 355 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
身体障害者デイサービスセンター陽向 八代市古城町2914番地の1	有限会社 アニス 八代市古城町 2914 番地の 1 福岡 京子	平成16年 3月17日	43000100022127	身体障害者 デイサービス

熊本県告示第 356 号

平成16年3月17日熊本県告示第221号（土地収用法による手続の開始）は、廃止する。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 357 号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海、不知火海
えびこぎ網漁業	えびこぎ網漁業	天草海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
固定式刺し網漁業	建網漁業	有明海

吾智網漁業

吾智網漁業

不知火海

- 2 申請期間
平成16年4月7日から平成16年4月14日まで

公 告**熊本県公告第336号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市新町一丁目7番26号
- 2 築造者の氏名 黄陽子
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字御船字町園884番及び同885番2
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 66.27メートル
- 6 指定年月日 平成16年3月24日
- 7 指定番号 上益城景建第24号

熊本県公告第337号

県営小森鳥子地区（第2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年4月8日から
平成16年5月11日まで
- 2 縦覧の場所 西原村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字小柳1148番3
493.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市長嶺南七丁目9番5-103号
松本 泰明

熊本県公告第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字碓原2059番8
499.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字鯉1729番地
中富 靖

熊本県公告第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（1：25,000地形図修正測量）	平成16年4月15日から 平成17年3月25日まで	県内全域

熊本県公告第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営袋地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営袋地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営棚底地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営棚底地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 縦覧場所
倉岳町役場

熊本県公告第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営羊角湾周辺地区（久留工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営羊角湾周辺地区（久留工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年4月8日から平成16年5月11日まで
- 縦覧場所
河浦町役場

熊本県公告第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営馬場楠井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子